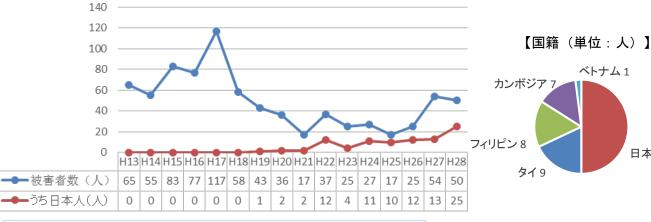
# 「人身取引対策に関する取組について」(年次報告)の概要 ~「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組状況~

## 人身取引の実態把握の徹底

### (1) 人身取引被害者の状況



50人を保護(前年比-4人)

女性48人、男性2人 性別: O

日本人が過去最多の25人(全体の半数) 国籍: O

「短期滞在」で入国した者が最多  $\circ$ 外国人:

13人 (うち日本人が12人)  $\circ$ 児童:

被害の特徴

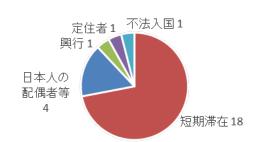
日本人: 出会い系サイト等を利用した売春の強制

外国人: ホステスとしての稼働

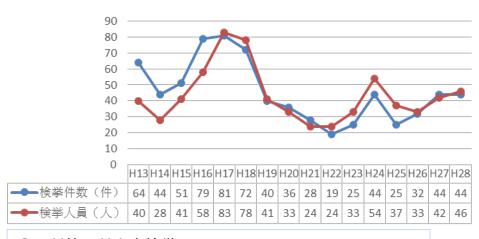
性風俗店における売春の強制

#### 【外国人(25人)の入国時の 在留資格(単位:人)】

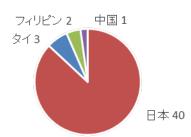
日本 25



#### (2) 人身取引被疑者の状況



【国籍(単位:人)】



44件、46人を検挙 O

男性37人、女性9人 性別:  $\circ$ 日本人が40人(約9割) O 国籍:

風俗店等関係者が16人(約3割) 0

43人を起訴(33人は有罪が確定、10人は公判係属中)

#### 2 人身取引の防止

- O 技能実習法(29年11月1日施行予定)を制定し、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止規定と罰則を整備。技能実習生からの相談・申告への対応、転籍の連絡調整等により、技能実習生を保護。
- 〇 「外国人建設就労者受入事業」、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」にお ける管理・監督体制の構築、苦情・相談窓口の設置等により、外国人材を保護。

#### 3 人身取引被害者の認知の推進

- 警察庁では、警察等に被害申告を呼び掛ける9か国語記載のリーフレットを作成し、 関係機関、NGO等に配布。
- 〇 入国管理局、法務局・地方法務局、労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談 ダイヤルについて、設置箇所や対応言語の拡大等により、外国語での対応を推進。

#### 4 人身取引の撲滅

- 〇 人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある売春事 犯、児童買春・児童ポルノ事犯、外国人労働者の雇用関係事犯の取締りを推進。
- 技能実習の適正な実施を確保するため、都道府県労働局等及び地方入国管理局では、 監督・調査を実施。
- 政府では、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)、 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等に関する今後の対策を策定。

#### 5 人身取引被害者の保護・支援

- 〇 入国管理局では、保護した外国人被害者の立場に配慮 し、在留資格の変更、在留特別許可等を実施。
- 〇 婦人相談所では、被害者を一時保護し、通訳支援、医療サービス等を提供。
- 〇 国際移住機関(IOM)は外務省からの支援に基づき、入 国管理局等と連携し、外国人被害者の帰国支援を実施。

#### 6 人身取引対策推進のための基盤整備

- O JICA等では、東南アジア諸国と連携して人身取引対策を推進。
- 〇 人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを作成 し、地方公共団体、空港・港湾等に配布。

【ポスター(内閣府)】

